岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和７年５月３０日（金）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
岐阜地域環境室	廃棄物対策係	福田	直通　058-272-8322 FAX　058-278-3524

産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分について

令和７年５月２８日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）に基づき、下記の産業廃棄物収集運搬業者に対して許可の取消処分を行いました。

１　被処分者

（１）住　所　愛知県名古屋市北区駒止町二丁目６９番地３

（２）氏　名　和信株式会社

代表取締役　土屋　隆之

〔許可内容〕

産業廃棄物収集運搬業

・許可年月日　令和５年１０月１３日（更新）

・許可番号　　０２１００１６８１０３

・積替え又は保管の有無　　無し

・産業廃棄物の種類　汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記８品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

動植物性残さ

以上９種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

２　行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

３　取消年月日

令和７年５月２８日

４　取消しの理由

被処分者は、令和７年５月７日に名古屋地方裁判所において破産手続の開始決定がなされた。

本事実は、法第１４条の３の２第１項第４号に規定する法第１４条第５項第２号イにおいて定める法第７条第５項第４号ロの許可の取消事由に該当する。

［参考条文］

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第七条

５　市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十四条

５　都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

第十四条の三の二　都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

四　第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき（前三号に該当する場合を除く。）。